



## アイビーピーが新田ゼラチン<4977>株式の変更報告書を提出



新田ゼラチン<4977>について、アイビーピーが4月2日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「共同保有者の所在地が変更になったため。」によるもの。

報告義務発生日は、2017年10月20日。